



令和 6 年度
足立区内部統制評価報告書

ガバナンス担当部コンプライアンス推進担当課

令和 7 年 7 月

令和 6 年度 足立区内部統制評価報告書

足立区長 近藤弥生は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

足立区の内部統制の整備及び運用に責任を有する足立区長 近藤弥生は、「足立区における内部統制基本方針」（令和 3 年 4 月）を策定し、当該方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制の目的を阻害する全てのリスクを適時に発見することや、リスクの発現をゼロにすることは必ずしも可能とは言えないものの、区としては内部統制の各基本的要素を業務の中に落とし込み、かつ、一体的に機能するように対策を講じることで、内部統制の本来目的を達成し、区民の皆様から信頼される行政運営をめざしております。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「足立区内部統制の指針 3（5）内部統制の評価」に基づき、「財務に関する事務」「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」につき内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

評価の結果、以下 3 事務（4（1）から（3））で運用上の重大な不備を把握したため、足立区の財務に関する事務等に係る内部統制は評価対象期間において一部は有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

（1）成年後見報酬費用助成金の交付誤りについて

今まで交付対象外になった事例がなく、要綱に定められた交付要件の詳細について正確に把握できておらず、2 年間にわたり要件に該当しない被後見人に助成金を交付したことにより、区に 48 万円の経済的な損害が生じました。現在は、交付要件について係内で確認し、交付要件であることの挙証資料を添付し、正しい事務処理が行われていることを確認しています。

（2）枯れ木撤去後の安全対策不足による転倒事故について

委託事業者が区道沿いの街路樹を撤去した後の段差について、適切な安全対策が取られなかったことにより、区民が、その段差につまづき、転倒し、骨折するけがを負いました。現在は、工事を発注する際に業者へどのような安全対策が取られるのか確認をし、区職員が施工中の安全対策がされていることを確認しています。

（3）契約事務の適正な執行について

契約課契約とすべき契約を分割して主管課契約として発注していたとして、所管に

対して令和4年度は2回、令和5年度は3回、定期監査時に指摘があり、同じ指摘が繰り返されていることによって、著しく区の信用を失墜させました。現在は、内部統制推進部局としてさらなる対策を進め、全庁宛てに注意喚起する通知を発出し認識を高めてもらうと同時に、契約事務進捗管理シートを作成するなど、各課で進捗管理できる体制を促し、ガバナンス担当課が各課の対策取組状況をモニタリングしています。

なお、上記の不備については、再発防止策が引き続き適切に運用がされていることを確認するとともに、全庁への周知徹底を進めます。

令和7年7月15日 足立区長 近藤 弥生